

G 7 香川・高松都市大臣会合推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、G 7 香川・高松都市大臣会合推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は、令和5年に開催される主要国首脳会議（G 7 広島サミット）の関係閣僚会合であるG 7 香川・高松都市大臣会合の成功を期するため、県、高松市及び関係団体が連携して協力・支援を行うとともに、関連事業等を円滑に実施することを目的とする。

(事業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) G 7 香川・高松都市大臣会合の開催支援に関すること
- (2) G 7 香川・高松都市大臣会合の関連事業に関すること
- (3) G 7 香川・高松都市大臣会合の広報に関すること
- (4) 前号に掲げるもののほか、推進協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 推進協議会は、会長、副会長、監事及び委員（以下「委員等」という。）で構成し、別表に掲げる職にある者もって充てる。

(役員の職務)

第5条 会長は、推進協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、推進協議会の会計を監査する。

(顧問)

第6条 推進協議会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、別表に掲げる者もって充てる。
- 3 顧問は、推進協議会の事業の執行に関し、必要な助言を行う。

(会議)

第7条 推進協議会の会議（以下「総会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、委員等をもって構成し、過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 3 会長以外の委員等は、やむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 総会の議決は、出席した委員等の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に総会への出席を求めることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員等に対し書面により賛否を求め、その回答をもって総会の議決に代えることができる。

(議決事項)

第8条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他、推進協議会の事業に関する重要な事項

(専決処分)

第9条 会長は、緊急を要する場合で総会を招集する暇がないと認められるときは、その議決すべき事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第10条 推進協議会の事務を処理するため、香川県庁内に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(会計)

第11条 推進協議会の事業に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 推進協議会の会計処理は、会長が別に定めるものほか、香川県の財務処理に準じて行う。

(解散)

第12条 推進協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第13条 推進協議会が解散する場合において、その残余財産の帰属は、総会で決定する。

第14条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年1月1日から施行する。

この会則は、令和5年2月22日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

区分	役職名
顧問	衆議院議員 小川淳也
	衆議院議員 玉木雄一郎
	衆議院議員 大野敬太郎
	衆議院議員 平井卓也
	衆議院議員 瀬戸隆一
	参議院議員 磯崎仁彦
	参議院議員 三宅伸吾
	参議院議員 山本博司
会長	香川県知事
副会長	高松市長
委員	香川県議会議長
	高松市議会議長
	四国総合通信局長
	四国経済産業局長
	四国地方整備局長
	四国運輸局長
	香川県市長会会长
	香川県町村会会长
	香川県市議会議長会会长
	香川県町村議會議長会会长
	国立大学法人香川大学学長
	香川高等専門学校校長
	かがわ情報化推進協議会会长
	香川県情報サービス産業協議会会长
	一般社団法人香川県医師会会长
	西日本電信電話株式会社香川支店長
	四国経済連合会会长
	香川県商工会議所連合会会长
	高松商工会議所会頭
	香川県商工会連合会会长
	一般社団法人香川経済同友会代表幹事
	香川県農業協同組合代表理事理事長
	高松中央商店街振興組合連合会理事長
	一般社団法人四国ツーリズム創造機構代表理事
	公益社団法人香川県観光協会会长
	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー理事長
	一般社団法人日本旅行業協会中四国支部香川地区委員会委員長
	香川県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長
	四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長
	高松琴平電気鉄道株式会社代表取締役社長
	香川県旅客船協会会长
	一般社団法人香川県バス協会会长
	香川県タクシー協同組合理事長
	全日本空輸株式会社高松支店長
	日本航空株式会社高松支店長
	公益財団法人香川県スポーツ協会会长
	公益社団法人高松青年会議所理事長
	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会会长
	高松空港株式会社代表取締役社長
	香川県教育委員会教育長
	高松市教育委員会教育長
	高松海上保安部長
	香川県警察本部長
監事	香川県会計管理者
	高松市会計管理者